

# 工業者・商業者・建設業者の皆さんへ 補助金制度のご案内

## 【工場等の建設に伴う補助金制度】

町内の工業者の皆さんが次のように工場等を新設などした場合で、要件を満たせば、町工業振興条例に基づく補助金を交付します。

- 対象：工業者**
- ・町内の工業者が特定地域に施設を移転新設する事業
  - ・町内の特定地域にある施設に隣接し又は接続して増設する事業
  - ・町内の特定地域にある施設を改善する事業



### 対象事業の一例

対象経費	基準	補助率及び限度額
工場、店舗、その他施設の新設又は増設のために要した固定資産(土地は除く)の取得価格の合算額	投下固定資産総額500万円以上でかつ常時従事する従業員が2人以上であるもの	投下固定資産総額の5/100以内 (限度額1000万円)

- \* 事業者から交付申請があった場合、町商工業振興審議会による審議をします。
- \* 交付条件としては、町税が完納されていることが条件となります。

## 【店舗・事務所等の建設に伴う補助金制度】

町内の商業者・建設業者の皆さんが店舗・事業所等を設置した場合で、要件を満たせば、次の補助金を交付します。

- 対象：商業者**
- ・町内に指定施設を設置するもの
  - ・都市計画事業及び公共事業に抵触しないこと
  - ・常時従事する者が2人以上
  - ・店舗面積が大規模小売店舗立地法第3条に規定する面積以下
- 対象：建設業者**
- ・町内に指定施設を設置するもの
  - ・常時従事する者が2人以上



### 対象事業の一例

対象業種	対象施設	対象経費	補助率及び限度額
商業者	商業者が設置する施設で店舗を設置するに伴い、その業務を行うため直接必要とする投下固定資産総額が200万円以上のもの	商店の近代化を図るための店舗の設置に要する投下固定資産総額(土地及び家屋の住居部分を除く)	投下固定資産総額の5/100以内 (限度額100万円)
建設業者	事業所施設の新設等に伴う投下固定資産総額200万円以上のもの	事業所施設の新設等に要する投下固定資産総額(土地及び家屋の住居部分を除く)	投下固定資産総額の5/100以内 (限度額100万円)

- \* 事業者から交付申請があった場合、町商工業振興審議会による審議をします。
- \* 交付条件としては、町税が完納されていることが条件となります。

【お問い合わせ】産業課商工観光係

☎ 62-9228 (有) 9228